

おわりに

人権軽視の危険な政治動向と市場原理主義優先の経済政策のもとで、格差はますます固定化し、国民の不安は増大してきている。このような政治・経済・社会状況が、差別事件や人権侵害を頻発させ悪質化させてきている。他方、本書でいくつか紹介してきたように、個々の差別事件の真相糾明のなかから課題と今後の方向がより明確にされてきてもいる。事実確認会や糾弾会とともに相乗効果を発揮しうる救済システムが必要であり、「人権委員会設置法」の早期制定と人権救済機関の確立が求められている。

最後に、大阪府人権協会が毎年集約している大阪府内における部落差別事象について、二〇一一年の件数を表にして紹介しておく(部落差別事象集約件数の表)。

2011年(2011年1月～2011年12月)大阪府内における部落差別事象集約件数  
延べ総数

落書き	投書	発言	インターネット	電話	貼り紙	その他	計
29	4	16	4	6	0	1	60

1. 2011年1月～12月に発覚し、大阪府域の市町村や関係団体等が把握したものを、(財)大阪府人権協会が報告を受け、集約した。

2. 大阪府人権協会でもとめた一覧表をもとに、大阪府人権室・同教育委員会、大阪市民政局・同教育委員会、(社)大阪市人権協会、(財)大阪府人権協会で「差別事象集約会議」を開催し、集計した。

3. 関係機関等で事実関係等を把握し、確認したうえで集計した件数のみを掲載している。

4. 1件の人権侵害事象に複数の事象(部落差別と外国人差別など)が含まれるもの、明らかに同一人物によるものと思われる連続事象は1件として数えた。

5. 内容の分類については下記のとおり。

「落書き」には、壁や電柱などへの落書きのほか図書等にかかれたものを含む。

「投書」は、特定の個人・団体や機関への郵送や投げ込みなど。

「発言」は、会話のなかで、または一方的に発言しているものなど。

「インターネット」は、インターネット上での書き込みやホームページ等で発覚したもの。

「貼り紙」は、不特定の人に見られる可能性があるもの。

「その他」は、特定の個人や団体に対する誹謗等を含む。